

長崎みなとメディカルセンターにおける

「医師の働き方改革」2025

担当理事 一瀬 浩郎

はじめに

- ・当院で2014年に若手医師が過労死された
以後、労務管理が不十分であったとの反省から様々な改革を始めた
- ・2024年4月より「医師の働き方改革」が始まり、医師に対する
時間外労働の上限規制と医師の健康確保処置を開始した
- ・2024年10月より1年間の医師の時間外労働と健康確保処置の
状況を報告する

〈2024年3月までの取り組み〉

- 1) 休日勤務の医師に平日に週休日を設定（変形労働時間制の導入）
- 2) 早朝カンファランスがある診療科は始業時間を早めた（10診療科）
- 3) 翌日が平日である日曜日と祝祭日の当直を救急科が担当
- 4) 時間外労働時間が多い消化器外科、心臓血管外科、脳神経外科は当直勤務をなくし オンコール体制とした
- 5) 時間外労働時間を自身で庶務事務システムに入力してもらい 時間外労働時間の自覚をうながした

本日の内容

- (1) 「医師の働き方改革」について
- (2) 2024年10月から2025年3月までの時間外労働
- (3) 2025年4月から2025年9月までの時間外労働
- (4) 医師の健康確保処置
- (5) これからの課題

本日の内容

- (1) 「医師の働き方改革」について
- (2) 2024年10月から2025年3月までの時間外労働
- (3) 2025年4月から2025年9月までの時間外労働
- (4) 医師の健康確保処置
- (5) これから の課題

(I) 医師の働き方改革について

1) 時間外労働時間の上限規制

A水準：年960時間未満

B水準：地域医療確保のため960時間を超えるえない 年1860時間未満

C水準：集中的技能向上のため960時間を超えるえない 年1860時間未満

→2035年度末までに960時間未満にしなければならない

2) 医師の健康確保処置

①連続勤務時間制限と勤務間インターバル（人事課で確認）

②代償休息（人事課で確認）

③面接指導（面接指導担当医）



〈B水準診療科 2024年11月～〉

2024年 4月 10診療科

心臓血管内科、消化器外科、消化器内科、呼吸器外科、
呼吸器内科、腎臓内科、整形外科、糖尿病内分泌内科、
脳神経外科、心臓血管外科



2024年11月 6診療科

心臓血管内科、消化器外科、消化器内科、呼吸器内科、
腎臓内科、心臓血管外科

本日の内容

- (1) 「医師の働き方改革」について
- (2) 2024年10月から2025年3月までの時間外労働
- (3) 2025年4月から2025年9月までの時間外労働
- (4) 医師の健康確保処置
- (5) これから の課題

〈2023年度と2024年度の医師の時間外労働時間〉

2023年度

年間960時間超 6診療科8名 最大1139時間

2024年度

年間960時間超 0診療科0名 最大 919時間

全ての診療科が時間外労働時間960時間未満



本日の内容

- (1) 「医師の働き方改革」について
- (2) 2024年10月から2025年3月までの時間外労働
- (3) 2025年4月から2025年9月までの時間外労働
- (4) 医師の健康確保処置
- (5) これから の課題

〈B水準診療科 2025年4月～〉

2024年11月 6診療科

心臓血管内科、消化器外科、消化器内科、呼吸器内科、
腎臓内科、心臓血管外科



2025年 4月 2診療科

消化器外科、消化器内科

〈B水準診療科 2025年6月～〉

2025年 4月 2診療科

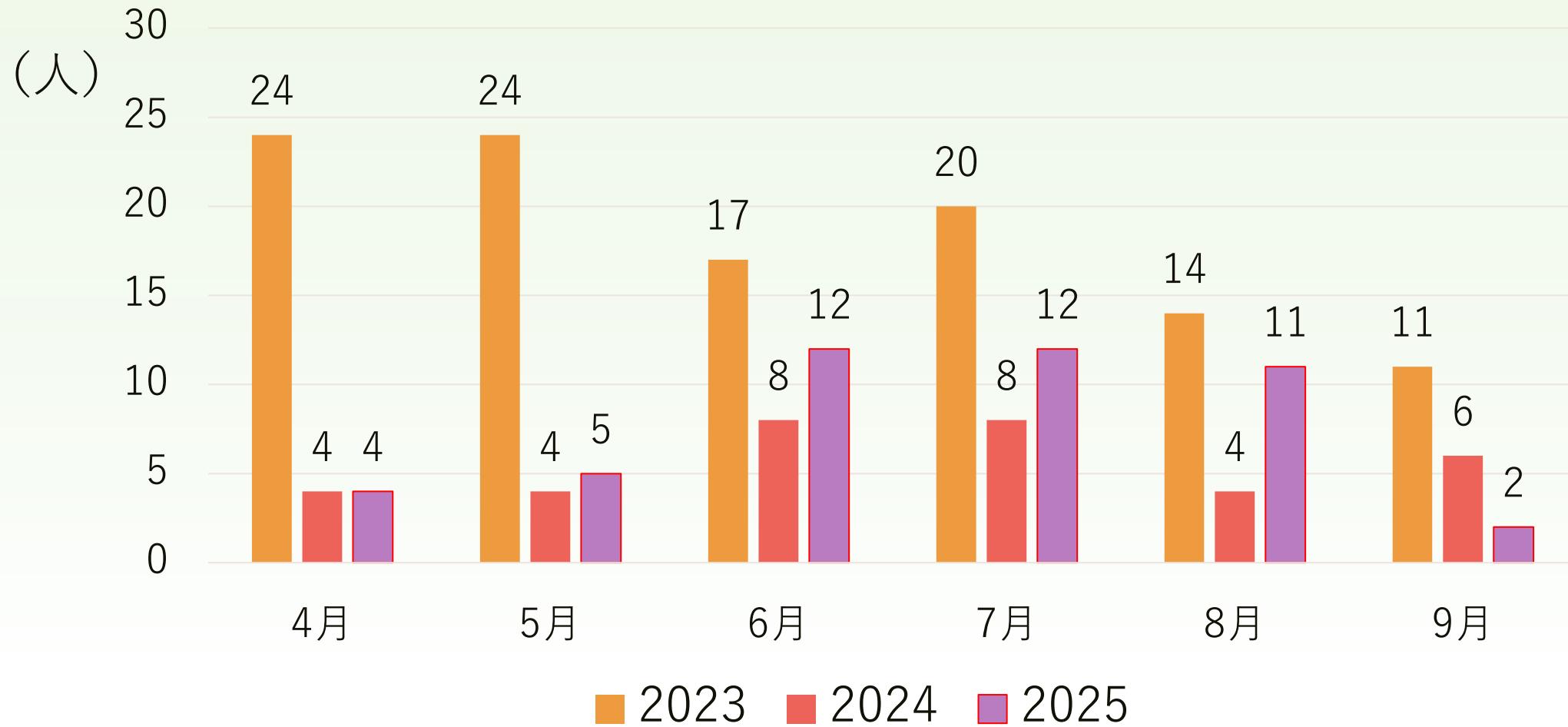
消化器外科、消化器内科



2025年 6月 3診療科

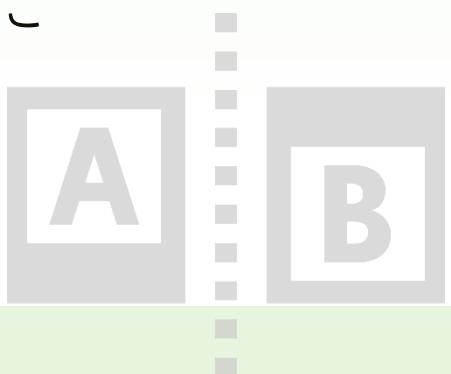
消化器外科、消化器内科、小児科

時間外労働時間80時間以上の人数 年度比較



〈2025年度上半期の医師の時間外労働時間〉

- ①上半期で時間外労働時間がA水準（年960時間）を超えそうな医師は小児科、心臓血管内科の4名
- ②医師数が減った診療科（小児科、心臓血管内科）は、業務量が増え時間外労働時間が増加した
- ③月80時間以上時間外労働した医師は昨年より増加した



本日の内容

- (1) 「医師の働き方改革」について
- (2) 2024年10月から2025年3月までの時間外労働
- (3) 2025年4月から2025年9月までの時間外労働
- (4) 医師の健康確保処置
- (5) これから の課題

(4) 医師の健康確保措置

〈連続勤務時間制限〉

「当直明けに連続して働く場合の労働時間を、前日の勤務開始から28時間までに制限」

- ・ 勤務後に医師がまとまった休息を取れるようにするため
- ・ A水準の適用を受ける医師の「努力義務」、B水準の適用を受ける医師の「義務」
- ・ 人事課で確認し管理

〈勤務間インターバル〉

「通常の日勤後、次の勤務までに「9時間」の休息を確保するもの
(当直および当直明けの日を除く)」

- ・日勤を終えた後、必要最低限の睡眠（1日6時間程度）と前後の生活時間を確保するため
- ・A水準の適用を受ける医師の「努力義務」、B水準の適用を受ける医師の「義務」
- ・人事課で確認し管理

〈代 償 休 息〉

「やむを得ない事情によって、連続勤務時間制限や勤務間インターバルが確保が実施できなかった場合、代わりに確保する休息のこと」

- ・対応に要した時間の分の代償休息を翌月末までに付与しなければならない
- ・A水準の適用を受ける医師の「努力義務」、B水準の適用を受ける医師の「義務」
- ・人事課で確認し管理



〈面接指導〉

「時間外・休日労働が、月100時間以上となることが見込まれる医師に対して面接指導実施医師が実施」

- ・①勤務の状況 ②疲労蓄積の状況 ③睡眠の状況 ④健康状態を確認し意見書を作成し管理者へ報告
- ・必要に応じて産業医と連携し就業上の措置を講じる
- ・長時間労働による健康障害のリスクが高い医師を見逃さず、適切な健康管理を行う



面接指導の実施時期

- ・ A水準は疲労の蓄積度が認められない場合は、100時間になった後（次の月）でも可能
- ・ B水準は当該月の時間外労働が100時間になる前

面接指導を実施しなかった時には医療法および
労働基準法違反となる

当院での面接指導



- ・ 時間外労働時間 4 5 時間以上の時点で、保健師が「疲労蓄積度調査票」を配布し自覚症状、疲労蓄積度と睡眠の状況を確認
- ・ 長崎労働局 医療労務管理アドバイザーに相談し「時間外労働時間が 8 0 時間になる前に面接指導」を行うように指導された
 - ①早期に体調不良を把握（**医師の健康の確保**）
 - ②医師の健康が確保されることで、質の高い医療提供体制が維持され安全な医療につながる（**医療の質の確保**）

- 2024年10月より2025年9月までの面接指導

面接指導を受けた医師数 のべ133名

「疲労蓄積度が高い」「不眠がある」と判断された医師は、上司である診療科長と協議し業務量の制限を課し、また他院受診を希望した医師には紹介状を作成

- 臨床研修医に対する面接

当院教育研修センターに所属する研修医（25名中他院で研修中の3名を除いた22名）に面接し「疲労蓄積度」「不眠度」「研修で困ったこと」を確認し、体調不良時には保健師と教育研修センター職員に相談する事を説明

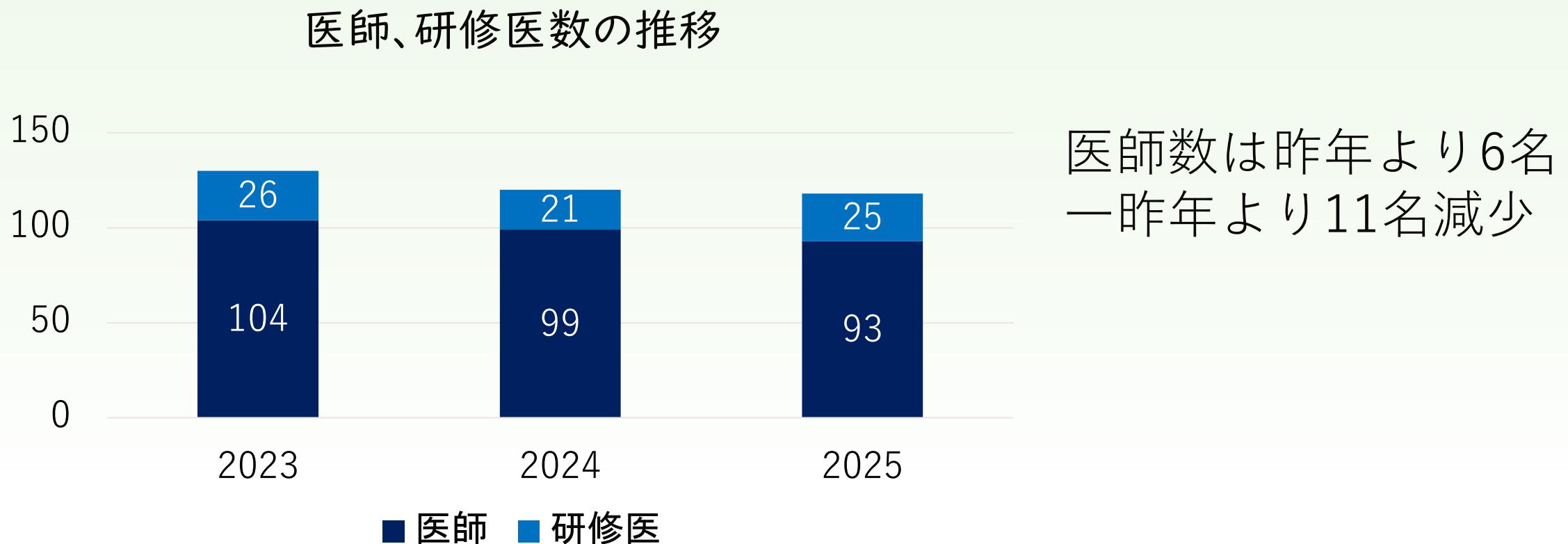
その中で「疲労蓄積度が高い」研修医には保健師面談を定期的に行い、サポート役の先輩医師に状況を報告し対応を依頼

本日の内容

- (1) 「医師の働き方改革」について
- (2) 2024年10月から2025年3月までの時間外労働
- (3) 2025年4月から2025年9月までの時間外労働
- (4) 医師の健康確保処置
- (5) これからの課題

(5) これからの課題

1) 医師数の減少



2) 週休日に休めない医師が多い

休日に勤務した医師に週休日を設定しているが休めない医師は多い
診療科個々の事情もあるが、週休日には休めるようせめて早く帰宅
するように各診療科で対応をお願いしたい

3) 体調不良な医師には周囲からのサポートが早期に必要

「健康を保持するためには、時間外労働時間の短縮に
加え体調不良な医師には早期に対応することが、本人
のためだけでなくほかの医師にとっても必要」

「仕事は人生を豊かにするスパイスだが、健康は人生そのものだ」
ウォルト・ホイットマン

仕事をすることで達成感、成長、社会への貢献を実感できますが、一方で健康は人生の基盤であり健康あってこそそのスパイスです。各診療科長の先生は、診療科医師の業務の軽減と身体的精神的不調への気配りを重ねてお願いします。もし診療科医師の体調不調に気づかれた時は早めに産業医に相談ください。